

○松山市男女共同参画推進センター条例

平成 11 年 12 月 24 日

条例第 29 号

(目的及び設置)

第 1 条 松山市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 23 号）第 28 条の規定に基づき、社会のあらゆる分野で男女が共に参画することができる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するための拠点施設として、松山市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、松山市三番町六丁目 4 番地 20 に置く。

(事業)

第 2 条 センターは、前条第 1 項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書、資料、情報等の収集及び提供に関する事。
- (2) 市民活動及びそのネットワークの形成の促進に関する事。
- (3) 国際交流の推進に関する事。
- (4) 講座、講演会、研修会等の開催に関する事。
- (5) 相談に関する事。
- (6) 諸問題の解決のための地域性を反映した調査研究に関する事。
- (7) センターの施設及び附属設備の使用に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第 3 条 センターには、次の施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 国際交流会議室
- (3) 相談室
- (4) 交流コーナー
- (5) 情報広場
- (6) 視聴覚室
- (7) 調理室
- (8) 多目的室
- (9) 創作室

(10) 和室

(11) 託児室

(12) 作業室

(13) 展示コーナー

(使用の資格)

第4条 センターを使用できる者は、第1条第1項の目的の範囲内でセンターを使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者、本市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は本市内の学校に在籍する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) その他市長が適当と認める者

(登録団体)

第5条 市長は、前条の資格を有する団体であつて規則で定める要件を満たすものを、松山市男女共同参画推進センター登録団体（以下「登録団体」という。）として登録する。

2 市長は、登録団体に対し、予算の範囲内において、その活動を支援するために必要な施策を行うものとする。

(登録の申請等)

第6条 前条第1項の規定による登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、登録の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録団体は、前条の登録の有効期間の満了に際して、引き続き登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に更新の申請をしなければならない。

2 第5条第1項、第6条第2項及び第7条本文の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に規定する登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が登録を不適当と認めたとき。

(使用の許可)

第10条 センターの施設（第3条第3号から第5号まで及び第12号の施設を除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を^き毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適当と認めたとき。

(使用の停止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、中止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第13条 第10条第1項の許可を受けてセンターの施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設の使用料及び規則で定める器具等の使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第16条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 嘗利を目的とする行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 広告物の掲示若しくは配布又は看板・立札類の設置

(入館の制限)

第17条 市長は、泥酔している者その他センターの管理上支障があると認められる者の入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状回復)

第18条 使用者は、センターの使用を終了し、又は中止したときは、速やかに使用した施設（附属設備を含む。）を原状に回復して、市長に返還しなければならない。

(損害賠償)

第19条 センターの施設又は附属設備を^き毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第20条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 第5条第1項の登録に関する業務

(3) 第10条第1項の許可に関する業務

(4) センターの維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合において、第4条第3号、第5条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項及び第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）、第8条第1項、第9条から第12条まで、第13条第2項及び第16条から第18条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条の規定の適用については同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「市長と協議して、使用料」と、第15条の規定の適用については同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長と協議して」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第22条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

（規則への委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第24条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成12年1月18日規則第2号により、平成12年2月1日から施行する。）

（登録の有効期間の特例）

2 第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成12年3月31までの間に第6条第2項の規定に基づき登録を受けた者の当該登録の有効期間は、平成13年3月31日までとする。

（松山市児童厚生施設条例の一部改正）

3 松山市児童厚生施設条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

付 則（平成15年7月4日条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

付 則（平成17年6月30日条例第35号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年3月17日規則第15号により、平成18年4月1日から施行する。)

付 則（令和6年10月7日条例第55号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

施設使用料

利用時 間	午前		午後		夜間		全日	
	9時～12時		13時～17時		18時～21時		9時～21時	
区分	登録 団体	その 他	登録 団体	その 他	登録 団体	その 他	登録 団体	その 他
会議室1 —1	1, 00 0円	2, 00 0円	1, 26 0円	2, 52 0円	1, 26 0円	2, 52 0円	3, 02 0円	6, 04 0円
会議室1 —2	1, 26 0円	2, 52 0円	1, 76 0円	3, 52 0円	1, 76 0円	3, 52 0円	4, 03 0円	8, 06 0円
会議室2	2, 52 0円	5, 04 0円	3, 27 0円	6, 54 0円	3, 02 0円	6, 04 0円	8, 06 0円	16, 1 20円
会議室3	1, 76	3, 52	2, 26	4, 52	2, 26	4, 52	5, 29	10, 5

		0円	0円	0円	0円	0円	0円	80円
会議室4		1, 00 0円	2, 00 0円	1, 26 0円	2, 52 0円	1, 26 0円	2, 52 0円	3, 02 0円
会議室5		3, 52 0円	7, 04 0円	4, 53 0円	9, 06 0円	4, 28 0円	8, 56 0円	11, 0 80円
大会議 室		4, 28 0円	8, 56 0円	6, 80 0円	13, 6 00円	6, 30 0円	12, 6 00円	15, 8 70円
国際交 流会議 室		2, 76 0円	5, 52 0円	3, 27 0円	6, 54 0円	3, 02 0円	6, 04 0円	8, 31 0円
視聴覚 室A		2, 52 0円	5, 04 0円	3, 02 0円	6, 04 0円	2, 77 0円	5, 54 0円	7, 81 0円
視聴覚 室B		2, 01 0円	4, 02 0円	2, 77 0円	5, 54 0円	2, 52 0円	5, 04 0円	6, 55 0円
調 理 室	全 室	2, 52 0円	5, 04 0円	3, 36 0円	6, 51 0円	2, 94 0円	5, 88 0円	7, 98 0円
	部 分	420 円	630 円	420 円	630 円	420 円	630 円	1, 26 0円
多目的 室		3, 78 0円	7, 56 0円	4, 78 0円	9, 56 0円	4, 28 0円	8, 56 0円	11, 5 90円
								23, 1 80円

創作室	2, 26 0円	4, 52 0円	3, 02 0円	6, 04 0円	2, 77 0円	5, 54 0円	7, 05 0円	14, 1 00円
和室	1, 26 0円	2, 52 0円	1, 76 0円	3, 52 0円	1, 51 0円	3, 02 0円	4, 03 0円	8, 06 0円

備考

- 1 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合の使用料は、それぞれの区分による使用料の合計額とする。
- 2 使用時間の超過に対する使用料は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）ごとに当該区分の1時間当たりの額（10円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。）とする。この場合において、午前・午後の継続使用で超過したときは午後の区分の1時間当たりの額とし、午後・夜間の継続使用又は全日使用で超過したときは夜間の区分の1時間当たりの額とする。
- 3 会議室1—1と会議室1—2、視聴覚室Aと視聴覚室B又は会議室5と大会議室を一体で使用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 4 調理室の部分使用料は、調理台1台当たりの使用料とする。